

# 住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ  
～ 住居確保給付金のご案内 ～

新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化をふまえ、  
制度の取り扱いが一部変更になりました。  
詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

鎌ヶ谷市

令和4年8月

## 1 住居確保給付金とは

離職や自営業の廃止、または個人の理由や都合によらず就業機会等が減少したことにより、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に、家賃相当分の給付金を支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

(借地代、共益費、管理費、駐車場代等は対象外です)

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

41,000円(単身世帯)      49,000円(2人世帯)  
53,000円(3~5人世帯)      ※6人世帯以上はお問い合わせください。

支給期間：原則3ヶ月間(一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長の2回まで可能)

支給方法：大家等へ代理納付

## 2 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります。

申請時に以下の①~⑧の全てに該当する方が対象となります。

- ① 申請日において、離職や廃業の日から2年以内である、または個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により、離職又は廃業と同等程度の状況にあること。
- ② 住居を喪失している、または喪失するおそれがあること。
- ③ 離職等の前に主たる生計維持者であった。  
(離職前には主たる生計維持者ではなかったが申請時には主たる生計維持者となっている場合を含む)
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である。  
(収入は、年金・子ども手当・休業手当等の公的給付等を含む)

世帯人数	基準額	家賃上限額※ <sup>2</sup>	収入基準額※ <sup>3</sup> (上限)
1人	81,000円	41,000円	122,000円まで
2人	123,000円	49,000円	172,000円まで
3人	157,000円	53,000円	210,000円まで
4人	194,000円		247,000円まで
5人	232,000円		285,000円まで

※<sup>1</sup>総支給額から交通費を差し引いた後の金額を算定します。(社会保険等は控除しません)  
自営業の方は、経費を差し引いた後の金額で算定します。

※<sup>2</sup>家賃上限額以上支払っている場合の差額は自己負担となります。また、家賃上限額以下で支払っている場合は、その金額までの支給となります。

※<sup>3</sup>収入基準額以下の場合のみ支給対象となります。

⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一世帯に属する方の預貯金の合計額が次の表の金額以下である。

1世帯における資産基準額表	
世帯人数	金融資産(貯金額)
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

⑥ 誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

⑦ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない。

### 3 住居確保給付金の支給額

- ・ 月収が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額（上限あり）  
【例1参照】
- ・ 月収が基準額を超える場合は、以下の計算式により算出された額  
【例2参照】

$$\text{住居確保給付金支給額} = \text{申請者が居住する家賃額} - (\text{月の世帯収入合計額} - \text{基準額})$$

世帯人数： 1人（単身世帯）  
 実際の家賃額： 60,000円  
 申請日の属する月の世帯収入： 70,000円

【例1】

$$\begin{aligned} & \text{家賃 } 60,000\text{円} - (\text{収入 } 70,000\text{円} - \text{基準額 } 81,000\text{円}) \\ & = 60,000\text{円} - 0\text{円} (\text{マイナス分は0円とします}) \\ & = 41,000\text{円} \text{【支給額】} \quad (\text{※家賃額が支給上限額を上回っているため}) \end{aligned}$$

世帯人数： 1人（単身世帯）  
 実際の家賃額： 40,000円  
 申請日の属する月の世帯収入： 90,000円

【例2】

$$\begin{aligned} & \text{家賃 } 40,000\text{円} - (\text{収入 } 90,000\text{円} - \text{基準額 } 81,000\text{円}) \\ & = 40,000\text{円} - 9,000\text{円} \\ & = 31,000\text{円} \text{【支給額】} \end{aligned}$$

## 4 住居確保給付金受給中の義務

◆ 支給期間中は、公共職業安定所の利用、市の支援員の助言、その他様々な方法により**常用就職**に向けた**求職活動**を行ってください。

◆ 毎月2回以上、「**職業相談確認票**」を持参の上、公共職業安定所の職業相談を受ける必要があります。「**職業相談確認票**」に公共職業安定所の担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。

◆ また、毎月1回以上、市の支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「**職業相談確認票（参考様式6）**」を支援員へ提示して公共職業安定所における職業相談状況を報告するとともに、その他の求職活動の状況を「**住居確保給付金常用就職活動状況報告書（参考様式7）**」を活用するなどの方法により報告してください。

※当分の間、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みも可能とします。

◆ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。月1回の支援員との面接の際に、「**住居確保給付金常用就職活動状況報告書**」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、社会福祉課に報告してください。

◆ さらに、鎌ヶ谷市よりプランが策定された場合は、上記に加えプランに記載された**就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）**を受けてください。

## 5 受給中に常用就職した場合は届け出が必要です

◆ 支給決定後、常用就職（**雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの**）した場合は、「**常用就職届**」を社会福祉課へ提出してください。

◆ 提出した月以降、収入額を確認することができる書類を、住居確保給付金窓口に毎月提出してください。

## 6 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を2回まで、延長することが可能です。（**最長9ヵ月**）

- （要件）
- ・ 受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
  - ・ 世帯の収入と預貯金が一定額以下であること

なお、住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金が分かる書類を準備して、社会福祉課へお越し下さい。

## 7 支給の停止及び中断が可能です

◆ 住居確保給付金の受給中に、国の雇用施策による給付を受給することとなった場合には支給を停止にします。ただし、雇用施策による給付の受給が終了した後、支給を再開することが出来ます。

（**通算支給期間は原則3ヵ月であり、最長で9ヵ月です。**）

なお、国の雇用施策による給付が決定した場合は、速やかに社会福祉課へご連絡ください。

◆ 住居確保給付金受給中に傷病又は負傷により、求職活動を行うことが困難となった場合、本人からの申請により支給を中断します。ただし、心身の回復により求職活動を再開、出来るときは、支給を再開することが出来ます。

（**通算支給期間は原則3ヵ月であり、最長で9ヵ月です。**）

※ いずれの場合も支給再開には手続きが必要となりますので、社会福祉課へご連絡ください。

## 8 支給額を変更できる場合があります

◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。

- ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
- ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- ・ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、市の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合

※ 申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、社会福祉課へお越しください。

## 9 住居確保給付金を中止する場合があります

- ① 受給中の義務を果たしていない場合は、支給を中止します。
- ② 鎌ヶ谷市が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ③ 受給中に常用就職し、かつ就労により収入が得られ収入基準額を超えた場合は、原則として、その収入が得られた月の支給から中止します。  
※ 減収により受給している場合は、就労の機会（日数等）が元に戻り収入基準額を超えた場合となります。
- ④ 受給中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合は直ちに支給を中止します。
- ⑤ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、鎌ヶ谷市の指示による場合を除く）については支給を中止します。
- ⑥ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止し、返還請求をする場合があります。
- ⑦ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護を受給した場合は、支給を中止します。
- ⑧ 支給決定後、受給者が疾病又は負傷のために支給を中断した場合において中断を決定した日から2年を経過した場合は中止になります。
- ⑨ 連絡が取れなくなった場合は中止になります。電話番号等に変更がありましたら社会福祉課へご連絡ください。
- ⑩ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。

※ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

## 10 住居確保給付金を返納していただく場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

## 11 資産、収入状況等を調査することがあります

- ◆ 住居確保給付金の支給に関して必要な範囲で、資産又は収入の状況につき、官公署、銀行、事業所等に対して、資料の提供や報告を求めることがあります。また、居住する賃貸住宅の家主等に入居状況について報告を求めることがあります。

## 12 住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金制度の利用は、原則一回です。
- ◆ ただし、住居確保給付金を受け常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、再度支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

### お問い合わせ先

鎌ヶ谷市役所 総合福祉保健センター 4階  
健康福祉部 社会福祉課（生活支援相談窓口）

TEL: 047-445-1141（代表）内線：562、563  
047-445-1286（社会福祉課直通）

FAX: 047-445-2113

## 住宅の初期費用および生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。

「初期費用」への対応が困難な方や住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金(総合支援資金)」を活用することができます。

※生活福祉資金(総合支援資金) 継続的な生活相談・支援(就労支援等)と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内(单身/15万円以内)  
貸付期間 原則3か月 最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内 原則3か月  
※ 貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子  
(連帯保証人を立てない場合は年1.5%)

## 住居確保給付金受給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

- ※ 臨時特例つなぎ資金貸付  
公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付  
(20万円以内)  
※ 貸付利子：無利子、連帯保証人不要

### お問い合わせ先

鎌ヶ谷市役所 総合福祉保健センター 5階  
社会福祉法人 社会福祉協議会

TEL：047-444-2231